

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○保安林の指定の予定	(森林整備課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	一
○道路の供用開始	(道路課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	(防災砂防課)	三
○土砂災害警戒区域の指定(二件)	(同)	九
○土地改良区役員の退任の届出	(大河原地方振興事務所)	一〇
○土地改良区役員の退任の届出	(仙台地方振興事務所)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(警察本部会計課)	一〇
○宮城県公報第一一七号(令和二年七月三日付け)中		一一

## 告 示

○宮城県告示第六百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十七日

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

伊具郡丸森町字滝の上三七の四、三七の二三

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字滝の上三七の四(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○宮城県告示第六百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

潮害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林  
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林  
整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規  
定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ

た。

令和二年七月十七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林  
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林  
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林  
整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

宮城県知事 村 井 嘉 浩

開始するので告示する。  
 その関係図面は、令和二年七月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻工業港 矢本線	東松島市大曲字上納前一七番地先から 同市大曲字西田一二〇番三地先まで	令和二年八月四日 午後一時

○宮城県告示第六百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
1 小積沢3-1	土石流	石巻市小積浜字田ノ入山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所
2 小積沢3-1	土石流	石巻市小積浜字寅ヶ沢（次の図のとおり）		
栗炭沢	土石流	石巻市十八成浜字寺山、寺下（次の図のとおり）		
寺山1号沢	土石流	石巻市十八成浜字寺山、寺下入、疣石山（次の図のとおり）		
寺山2号沢	土石流	石巻市十八成浜字寺山、寺下、青ノ角、三本松、大嵐山、疣石山、太田山（次の図のとおり）		
1 1 寺山3号沢	土石流	石巻市十八成浜字寺山（次の図のとおり）		
1 2 寺山3号沢	土石流	石巻市十八成浜字寺山、寺下、青ノ角、三本松、大嵐山、疣石山、太田山（次の図のとおり）		
1 3 寺山3号沢	土石流	石巻市十八成浜字太田山（次の図のとおり）		

寺山3号沢 1 4	土石流	石巻市十八成浜字太田山（次の図のとおり）
寺山3号沢 1 5	土石流	石巻市十八成浜字太田山（次の図のとおり）
1 谷川浜沢	土石流	石巻市谷川浜字風越山（次の図のとおり）
2 谷川浜沢	土石流	石巻市谷川浜字風越山、光ヶ丘、中井道（次の図のとおり）
1 祝の浜沢	土石流	石巻市谷川浜字岩井山、祝浜、不動山（次の図のとおり）
2 祝の浜沢	土石流	石巻市谷川浜字岩井山、祝浜、不動山（次の図のとおり）
1 泊2号沢	土石流	石巻市泊浜字杉ノ入山、入沢、平畑（次の図のとおり）
2 泊2号沢	土石流	石巻市泊浜字大沢平山、杉ノ入山、入沢、平畑、塩場（次の図のとおり）
3 泊2号沢	土石流	石巻市泊浜字大沢平山（次の図のとおり）
4 泊2号沢	土石流	石巻市泊浜字大沢平山（次の図のとおり）
5 泊2号沢	土石流	石巻市泊浜字大沢平山、大沢山（次の図のとおり）
新山沢2号	土石流	石巻市新山浜字藤斜山、台、入畑、野菜山、不動山、不動沢、カラス崎（次の図のとおり）
新山沢2号	土石流	石巻市新山浜字藤斜山、台（次の図のとおり）
黄金沢	土石流	石巻市鮎川浜字金華山（次の図のとおり）
網地島網地	土石流	石巻市網地浜字髪剃坂（次の図のとおり）
網地島網地	土石流	石巻市網地浜字浪入田（次の図のとおり）
茄子川の沢	土石流	石巻市須江字茄子川、茄子川前、関ノ入、正太郎（次の図のとおり）
蛇沢の4	土石流	石巻市雄勝町雄勝字味噌作、小測（次の図のとおり）
蛇沢の1	土石流	石巻市雄勝町雄勝字味噌作、小測（次の図のとおり）
蛇沢の2	土石流	石巻市雄勝町雄勝字折下、味噌作（次の図のとおり）

2 明神東沢1	小島沢	小島中沢	桑木浜沢	宇島沢	館森沢	中の沢2	中の沢	名振東	名振沢2	名振沢	小浜3号沢	小浜2号沢	小浜1号沢	雄勝味噌作	雄勝原	上ムジナ沢	中倉沢	折下沢	蛇沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市雄勝町明神字明神（次の図のとおり）	石巻市雄勝町小島字小島（次の図のとおり）	石巻市雄勝町小島字小島、和田（次の図のとおり）	石巻市雄勝町桑浜字桑浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大須字館森、船隠、大須（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大須字館森、船隠、大須（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字長者峯、東（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字長者峯、東（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字東（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字中、東（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字中、西（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字小浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字小浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町名振字小浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字味噌作、原（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字原、中倉（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字原、中倉（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字原、中倉（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字折下、味噌作（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字折下、味噌作（次の図のとおり）

大谷川の2	鮫浦	小積浜の3	祝浜の1	谷川の3	山下	網地	根組	大金	西小路	亀石	黄金山	鮎川浜	笹ヶ平	鬼形山の2	鬼形山の1	小浜沢2	硯浜沢	明神	明神沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市大谷川浜字小浜山、小積道山（次の図のとおり）	石巻市鮫浦字浜畑（次の図のとおり）	石巻市荻浜字小浜山（次の図のとおり）	石巻市谷川浜字祝浜、岩井山（次の図のとおり）	石巻市谷川浜字大畑、風越山、中井道（次の図のとおり）	石巻市十八成浜字山下、中山（次の図のとおり）	石巻市網地浜字網地（次の図のとおり）	石巻市長渡浜字根組、船色（次の図のとおり）	石巻市長渡浜字大金（次の図のとおり）	石巻市長渡浜字小長渡、長渡（次の図のとおり）	石巻市鮎川浜字金華山（次の図のとおり）	石巻市鮎川浜字金華山（次の図のとおり）	石巻市鮎川浜字大台、南（次の図のとおり）	石巻市鮎川浜字笹ヶ平、内山（次の図のとおり）	石巻市鮎川浜字鬼形山、十八成道（次の図のとおり）	石巻市鮎川浜字鬼形山（次の図のとおり）	石巻市雄勝町分浜字分浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑（次の図のとおり）	石巻市雄勝町明神字明神、雄勝字伊勢畑（次の図のとおり）	石巻市雄勝町明神字明神（次の図のとおり）

大谷川の3	急傾斜地の崩壊	石巻市大谷川浜字川向、二重坂(次の図のとおり)
谷川の2	急傾斜地の崩壊	石巻市谷川浜字大谷川道山、光沢(次の図のとおり)
谷川の4	急傾斜地の崩壊	石巻市谷川浜字風越山、光ヶ丘(次の図のとおり)
祝浜の2	急傾斜地の崩壊	石巻市谷川浜字祝浜、不動山(次の図のとおり)
寺山の1	急傾斜地の崩壊	石巻市十八成浜字寺山(次の図のとおり)
鮎川浜の3	急傾斜地の崩壊	石巻市鮎川浜字鬼形山(次の図のとおり)
鮎川浜の7	急傾斜地の崩壊	石巻市鮎川浜字四ツ小谷、内山(次の図のとおり)
欠	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字欠、欠前、大平(次の図のとおり)
館の2	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字館(次の図のとおり)
茄子川	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字茄子川(次の図のとおり)
瓦山の2	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字瓦山、瓦山前、瓦山下、沢田(次の図のとおり)
山崎	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字山崎、鷲の巣、山崎前(次の図のとおり)
寺前	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字寺前、新寺前、内ノ目(次の図のとおり)
山根の4	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字内ノ目、関ノ入(次の図のとおり)
欠の3	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字大平(次の図のとおり)
欠の4	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字大平(次の図のとおり)
欠の6	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字館、館山根(次の図のとおり)
関ノ入の1	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字茄子川、正太郎(次の図のとおり)
関ノ入の2	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字茄子川(次の図のとおり)
関ノ入の3	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字茄子川(次の図のとおり)

山根の6	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字内ノ目、関ノ入、蛇田字土和田(次の図のとおり)
曾波之神	急傾斜地の崩壊	石巻市鹿又字山下東、曾波神川原、蛇田字曾波山(次の図のとおり)
館の3	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字代官、茄子川(次の図のとおり)
代官	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字代官、しらさぎ台一丁目、鷲の巣、山崎(次の図のとおり)
関ノ入の4	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字茄子川、正太郎(次の図のとおり)
寺前の2	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字寺前、豊石(次の図のとおり)
名振小浜	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町名振字小浜(次の図のとおり)
名振西	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町名振字西(次の図のとおり)
名振中	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町名振字中、東、西(次の図のとおり)
大須の3	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町大須字館森(次の図のとおり)
大須船隠	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町大須字館森、大須(次の図のとおり)
桑浜	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町桑浜字桑浜(次の図のとおり)
小島	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町小島字小島、和田(次の図のとおり)
沼尻	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町明神字沼尻(次の図のとおり)
明神	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町明神字明神、立岩(次の図のとおり)
折下	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町雄勝字折下(次の図のとおり)
桑浜の2	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町桑浜字桑浜(次の図のとおり)
明神の2	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町明神字立岩、明神(次の図のとおり)
分浜の1	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町分浜字分浜(次の図のとおり)
分浜の2	急傾斜地の崩壊	石巻市雄勝町分浜字分浜(次の図のとおり)

小泊の2	長塩谷の4	長塩谷の3	長塩谷の2	長塩谷の1	小室の2	追浜の2	下沢	折下の2	館森の2	桑浜の3	小島の2	東	小浜の3	小浜の2	明神の6	味噌作の5	味噌作の3	館森の1	分浜の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市北上町十三浜字小泊(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字長塩谷(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字長塩谷(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字長塩谷(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字長塩谷(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字小室(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字菅蒲田(次の図のとおり)	石巻市北上町長尾字下沢(次の図のとおり)	石巻市雄勝町雄勝字折下、味噌作(次の図のとおり)	石巻市雄勝町大須字館森(次の図のとおり)	石巻市雄勝町桑浜字桑浜(次の図のとおり)	石巻市雄勝町小島字小島(次の図のとおり)	石巻市雄勝町名振字東(次の図のとおり)	石巻市雄勝町名振字小浜(次の図のとおり)	石巻市雄勝町名振字小浜(次の図のとおり)	石巻市雄勝町明神字沼尻、明神(次の図のとおり)	石巻市雄勝町雄勝字味噌作(次の図のとおり)	石巻市雄勝町雄勝字味噌作(次の図のとおり)	石巻市雄勝町大須字館森(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字分浜(次の図のとおり)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

北細倉沢	細倉沢	入谷地沢	松ヶ日向沢	源蔵沢	大崎前沢	竜前沢	中道沢	千刈田沢	区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる衝撃に関する事項	縦覧場所
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	柴田郡村田町大字菅生字千刈田、内栗田、千刈田入、本宿、天京内、中道、栗田、岩崎、長谷小屋(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所

相川の6 急傾斜地の崩壊 石巻市北上町十三浜字相川(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。〕

○宮城県告示第六百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年七月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 南小谷沢Ⅰ	南小谷二の	五石森沢	入沢	清水沢	五斗蒔沢	中森山二の	中森山沢	地ノ内西沢	蛙沢	壁城沢	2 方ノ作沢Ⅰ	1 方ノ作沢Ⅰ	北向西の沢	北向沢	北向東の沢	櫛挽東の沢	櫛挽沢	長坂沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡村田町大字小泉字南小谷、北小谷、反田(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字南小谷、北小谷(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字薄木字砂子、五石森、後田沢、四郎畑、今立、金田(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字関場字砂子、中窪、入沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字清水(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字五斗蒔、広窪山、戸ノ内、高才(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字馬場入、中森山、姥沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字地ノ内、土用地(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字蛙沢、稗柄、地の内、見世前、新見世前、元窪、新弁天、弁天、松木橋(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字壁城(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字内方、方作(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字内方、方作(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字北向、川崎町大字支倉字上針(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字北向、川崎町大字支倉字上針(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字北向(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字櫛挽、道海前山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字櫛挽(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字篋倉、舟ヶ沢、畑中、長坂、倉田、下倉(次の図のとおり)	

2 南小谷沢Ⅰ	北小谷沢	大槻下沢	入松尾西沢	法印沢	西足立沢	上大平沢	赤坂沢	仏石沢	仏石南沢	大塚沢	鎌研沢	北日照田沢	滝ノ上沢	梨木沢	西梨木沢	梨木沢	滝ノ上二の	滝ノ上三の
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡村田町大字小泉字南小谷、北小谷、反田(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字南小谷、北小谷、反田(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字村田字稲荷崎、上ヶ沢、北沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字入松尾、松尾山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字楊枝木、法印、西谷、大関(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字滑沢、楊枝木(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字愛宕、上大平(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字赤坂、鳴神、丸山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字赤坂、東山、馬立(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字赤坂、仏石、馬立(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字大道、大塚、川久保(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字鎌研沢、八反田、境田、村田字鎌研沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字日照田、北姥ヶ懐、滝ノ上、姥ヶ懐山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字梨木沢、滝ノ上(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字梨木沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字梨木沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字梨木沢、滝ノ上(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上(次の図のとおり)



五斗蒔	中森山	種柄	二斗内	竹ノ内	東小沼の2	東小沼の1	鹿野の2	鹿野沢	寄門沢3	寄門沢2	東寄門沢	北寄門沢	東小沼沢	北赤坂山沢	姥の手掛沢	北姥ヶ懐二の沢	滝ノ上四の沢1・2	滝ノ上四の沢1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡村田町大字沼田字五斗蒔、広窪山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字二又前、横山、中森山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字種柄(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字二斗内(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字竹ノ内、竹ノ内前(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字東小沼二、東小沼(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字東小沼二、五反田(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字鹿野二、鹿野(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字鹿野二、高田、鹿野(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字寄門三、寄門、寄門二、弁天前(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字寄門四、寄門三(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字寄門五、寄門二、寄門三、寄門四、岡(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字寄門五、寄門二、寄門三、寄門四、岡(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字寄門五、寄門二、寄門三、寄門四、岡(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字寄門五、寄門二、寄門三、寄門四、岡(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字姥ヶ懐山、新堤、北赤坂山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山、北姥ヶ懐(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上、姥ヶ懐山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上、姥ヶ懐山(次の図のとおり)

内田	猪石の2	猪石の1	赤道	船ヶ沢	長坂	滝ノ上の2	滝ノ上の1	北姥ヶ袋の2	北姥ヶ袋の1	大塚	馬立	滑沢	桜内	元館	七小路	小谷前	金原	五石森	宮下
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
柴田郡村田町大字菅生字内田、岩崎、長谷小屋(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字猪石(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字猪石(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字赤道(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字船ヶ沢、倉田(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字菅生字長坂、笹倉、倉田(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐、姥ヶ懐山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐、姥ヶ懐山(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字大塚、大道(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字馬立、大塚(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字滑沢(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字桜内(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字元館(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字村田字七小路(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字北成生(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字薄木字金原(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字薄木字五石森(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字薄木字宮下(次の図のとおり)



4 北姥ヶ懐の	葛蒲沢の2	千刈田	西ヶ丘	方ノ作の2	方ノ作の1	山ノ上	蛇沢	万崎
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
柴田郡村田町大字足立字万崎、洪口上（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字足立字無刀関、葛蒲沢（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字菅生字千刈田、内田、栗田（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字西ヶ丘、西原（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字沼辺字内方、方作、竹ノ内（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字沼辺字内方、方作（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字沼辺字山ノ上（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字沼田字蛇沢（次の図のとおり）	柴田郡村田町大字足立字万崎、洪口上（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
笹ヶ平沢2	石巻市鮎川浜字黒崎（次の図のとおり）	
笹ヶ平沢	石巻市鮎川浜字黒崎（次の図のとおり）	
盆の沢	石巻市網地浜字網地（次の図のとおり）	

小濁沢	蛇沢の3	桑木沢	1 明神東沢1	小浜沢3	白浜
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊
石巻市雄勝町雄勝字味噌作、小濁（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字味噌作、折下（次の図のとおり）	石巻市雄勝町桑浜字桑浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町明神字明神（次の図のとおり）	石巻市雄勝町分浜字分浜（次の図のとおり）	石巻市北上町十三浜字白浜（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
宮田沢	柴田郡村田町大字菅生字舟ヶ沢、細倉、宮田、倉田、樽火（次の図のとおり）	
畑中沢	柴田郡村田町大字菅生字笹倉、畑中、下倉、赤道（次の図のとおり）	
東又沢	柴田郡村田町大字沼田字二斗内、東又（次の図のとおり）	
地ノ内沢	柴田郡村田町大字沼田字地の内、土用地、見世前、新見世前、横山（次の図のとおり）	
1 南中屋敷沢	柴田郡村田町大字沼田字深沢山、中屋敷（次の図のとおり）	
2 南中屋敷沢	柴田郡村田町大字沼田字深沢山、中屋敷（次の図のとおり）	

中屋敷沢	土石流	柴田郡村田町大字沼田字中屋敷、深沢山、滝ノ原(次の図のとおり)
北沢	土石流	柴田郡村田町大字沼田字北沢、滝ノ原、中屋敷、深沢山、二又前、鴻ノ巣、鹿沢、馬場入(次の図のとおり)
北馬場入沢	土石流	柴田郡村田町大字沼田字割石、馬場入、神原、戸ノ内、姥沢、中森山(次の図のとおり)
大室沢	土石流	柴田郡村田町大字関場字大室、大室沢(次の図のとおり)
武久市沢	土石流	柴田郡村田町大字薄木字月山、武久市、曾利、屋敷、伊勢山(次の図のとおり)
細入沢	土石流	柴田郡村田町大字薄木字由ヶ沢、月山、細入、屋敷、本保、二反沢、北向、新中田、曾利(次の図のとおり)
入松尾沢	土石流	柴田郡村田町大字足立字入松尾、松尾山、西谷(次の図のとおり)
滝ノ上南沢	土石流	柴田郡村田町大字小泉字滝ノ上、日照田(次の図のとおり)
笠谷	地滑り	柴田郡村田町大字小泉字笠谷、前沢山、下笠谷(次の図のとおり)
碁石	地滑り	柴田郡川崎町大字支倉字碁石、堀ノ内、川向、疣石、上ノ台、和合ノ上、観音堂山(次の図のとおり)
青根	地滑り	柴田郡川崎町大字前川字沼ノ平山、大字青根温泉(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和二年七月十七日

宮城県大河原地方振興事務所  
 所長 笹 出 陽 康

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
-------	-----	-----	-----

令和二年七月二日  
 小島 善勝  
 刈田郡蔵王町大字円田字萩ノ窪二十番地  
 理事

○宮城県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和二年七月十七日

宮城県仙台地方振興事務所  
 所長 山 口 浩 徳

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年六月三十日	早坂 幸一	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田十八の一番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

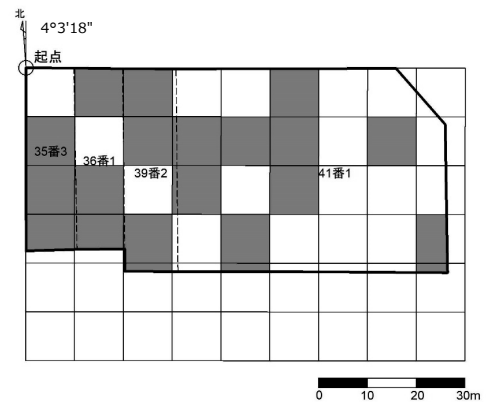
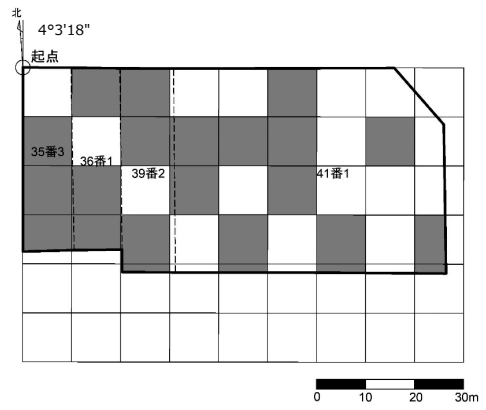
令和二年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察通信指令システム改修業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年六月十九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町四丁目一番二十五号
- 五 契約金額 六千五百八十三万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

正 誤

○宮城県公報第一一七号(令和二年七月三日付け) 中  
二 ページ



正

誤